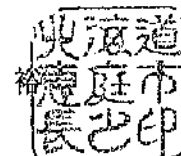


恵庭市職員の育児休業等に関する規則及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 3 3 号

恵庭市職員の育児休業等に関する規則及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条
例施行規則の一部を改正する規則

(恵庭市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 恵庭市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年規則第 7 号）の一部を次のよう
に改正する。

現行	改正案
(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号 _____)及び恵庭市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 2 号。以下「条例」という。)に基づき、職員の育児休業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 (勤務の日数を考慮して規則で定める非常勤職員) 第 2 条 条例第 2 条第 5 号ア(イ) _____ の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)及び恵庭市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 2 号。以下「条例」という。)に基づき、職員の育児休業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 (勤務の日数を考慮して規則で定める非常勤職員) 第 2 条 条例第 2 条第 5 号ア(イ)及び条例第 1 9 条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。

現行	改正案
第 6 章 (略) 附則 第 1 条～第 14 条 (略) 第 14 条の 2 (略) 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第 14 条の 3 (略) 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u> 3 (略) 第 14 条の 4～第 21 条 (略)	第 6 条 仕事と生活の両立支援(第 21 条の 2) 第 7 章 (略) 附則 第 1 条～第 14 条 (略) 第 14 条の 2 (略) 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、 <u>4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u> (介護時間) 第 14 条の 3 (略) 2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> 3 (略) 第 14 条の 4～第 21 条 (略) 第 6 章 仕事と生活の両立支援 (対象職員に対し措置を講ずる期間) 第 21 条の 2 条例第 17 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

現行	改正案
第 6 章 雑則 第 22 条・第 23 条 (略)	第 7 章 雑則 第 22 条・第 23 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

